

2020年度留学生借上げ宿舍支援事業概要

	文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援	海外留学支援制度(協定受入)支援	ホームステイ支援
1 概要	留学生が我が国において安心して充実した留学生生活を送るために、大学等が賃貸借契約を締結して民間宿舍(アパート等)を借り上げ、文部科学省外国人留学生学習奨励費(以下「学習奨励費」という。)受給者等を居住させる上で必要な経費のうち、別に定めるものを支援する。 ※「学習奨励費」は、本機構が実施する留学生受入れ促進プログラムの奨学金名称	留学生が我が国において安心して充実した留学生生活を送るために、大学等が賃貸借契約を締結して民間宿舍(アパート等)を借り上げ、海外留学支援制度(協定受入)奨学金受給者等を居住させる上で必要な経費のうち、別に定めるものを支援する。 ※「海外留学支援制度(協定受入)」は、本機構が実施する奨学金制度	留学生が我が国において安心して充実した留学生生活を送るために、大学等が大学間交流協定等により渡日する外国人留学生を一般家庭にホームステイさせる上で必要な経費のうち、別に定めるものを支援する。
2 支援対象となる宿舍	◆特別先行募集:学習奨励費受給者(2020年度12か月採用者)が居住する宿舍 ◆一般募集:学習奨励費受給者が居住する宿舍を優先したうえ、留学の在留資格により日本の大学等に在籍し、かつ、渡日1年以上又は国内から進学し入学後1年以内に居住を開始する者(学生交流協定等による留学プログラムに参加し、日本の大学等で教育を受ける者を含む)が居住する宿舍	2020年度海外留学支援制度(協定受入)採択プログラムにより渡日し、海外留学支援制度(協定受入)奨学金を受給する者が居住する宿舍	大学間交流協定等により渡日する外国人留学生(海外の大学等に在学し、渡日1年以内の者)を年度内に7日以上宿泊させる一般家庭
3 賃貸借契約期間	◆特別先行募集:2020年4月～2021年3月を含む1年以上の賃貸借契約期間があること ◆一般募集:2020年4月～2021年3月を含む1年以上の賃貸借契約期間があること、又は2020年4月～申請時までの間を契約開始日とした賃貸借契約を新規に締結し、契約期間が契約開始日～2021年3月を含み1年以上あること	2020年4月～2021年3月の間の海外留学支援制度(協定受入)採択プログラムによる留学期間を含む賃貸借契約期間があること	—
4 申請時期	◆特別先行募集:2020年7月1日～2020年7月14日 ◆一般募集:2020年11月2日～2020年11月13日	2020年11月9日～2020年11月20日	◆年間計画申請(大学等→機構):2020年8月31日まで ◆申請上限額等通知(機構→大学等):2020年9月下旬 ◆支援金の申請(大学等→機構):2020年10月から2021年2月までの偶数月末日締切
5 支援対象者のための宿舍確保期間	◆特別先行募集:2020年4月～2021年3月 ◆一般募集:2020年4月～2021年3月、又は賃貸借契約開始日～2021年3月	2020年4月～2021年3月の間の海外留学支援制度(協定受入)採択プログラムによる留学期間	—
6 申請時の条件	以下の年月日において支援対象者が宿舍に居住していること ◆特別先行募集:2020年7月1日 ◆一般募集:2020年11月1日	以下の①～③のうちいずれかに該当する宿舍 ①申請時までに賃貸借契約を締結し、支援対象者が居住を開始していること。(居住を終了した宿舍を含む) ②賃貸借契約は締結済みだが居住者が未確定の宿舍又は賃貸借契約を締結し居住者も確定しているが、居住を開始していない宿舍 ③賃貸借契約は未締結だが居住者は確定している宿舍 ※申請時に賃貸借契約未締結で居住者も確定していない宿舍は申請不可	—
7 支援決定の優先順	以下の①→②→③→④の優先区分の順に採択。 同じ区分内にあつては、大学等が申請する「宿舍の推薦順位」に従って採択する。 なお、採択に当たり、1人当たりの専有面積が一定の水準以上であるかを考慮する。 ①留学生受入れ促進プログラム予約制度(大学推薦)による学習奨励費受給者が居住する宿舍 ②留学生受入れ促進プログラム予約制度(日本留学試験成績優秀者及び日本語教育機関推薦)による学習奨励費受給者が居住する宿舍 ③学習奨励費受給者で①②以外の者が居住する宿舍 ④学習奨励費受給者以外の外国人留学生(留学の在留資格により日本の大学等に在籍し、かつ、渡日1年以上又は国内から進学し入学後1年以内に居住を開始する者)が居住する宿舍	以下の①→②→③の順の優先区分の順に採択。 なお、同じ区分内にあつては、大学等が申請する「宿舍の推薦順位」に従って採択する。 ①賃貸借契約を締結し居住を開始している宿舍(居住を終了し賃貸借契約期間も終了した宿舍を含む) ②賃貸借契約は締結済みだが居住者が未確定の宿舍又は賃貸借契約を締結し居住者も確定しているが、居住を開始していない宿舍 ③賃貸借契約は未締結だが居住者は確定している宿舍	大学等から年間計画申請のあった家庭について、執行可能額の範囲内で申請上限額を決定する。
8 支援金額	一戸につき 単身用:上限8万円 世帯用:上限13万円		一家庭につき上限2万円
9 支援金使用用途	2020年度中(2021年3月31日まで)に大学等が支払う以下の費用 契約に係る費用(礼金、仲介手数料、更新料、掛け捨ての保険料)、管理委託会社への支払い、居室の原状回復費用、居室の維持・修繕費用、鍵交換代、指定物品のレンタル代	2020年度中(2021年3月31日まで)に大学等が支払う以下の費用 契約に係る費用(礼金、仲介手数料、更新料、掛け捨ての保険料)、鍵交換代、居室の原状回復費用、管理委託会社への支払い(※)、居室の維持・修繕費用(※)、指定物品のレンタル代(※) ただし、(※)の項目については支援対象者が居住する期間中にかかった費用のみを支援の対象とする。	2020年度中(2021年3月31日まで)に大学等が支払うホームステイ受入れ家庭への謝金
10 支援予定戸数	1,940戸 ※支援予定戸数は、2020年度政府予算案に基づいたものであり、今後の国会における審議状況によっては変更となる場合がある。 ※大学等からの申請が支援予定戸数を上回った場合は、上記7の優先順に従って採択する。		200家庭
(参考)2019年度支援実績	支援戸数:2,039戸／申請戸数:2,747戸		支援家庭数:156家庭／申請家庭数:228家庭